

## 県道伊勢松阪線改築工事（三重県度会郡御園村大字高向字下三本松地内から同県同郡同村大字高向字下蓼原地内まで）に関する事業認定理由

平成 15 年 2 月 26 日に三重県より申請のあった県道伊勢松阪線改築工事（三重県度会郡御園村大字高向字下三本松地内から同県同郡同村大字高向字下蓼原地内まで）（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

### 1 土地収用法第 20 条第 1 号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第 3 条第 1 号に掲げる道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

### 2 土地収用法第 20 条第 2 号の要件への適合性について

県道伊勢松阪線（以下「本路線」という。）は、道路法第 7 条の規定により三重県知事が三重県道に認定した路線であり、三重県は、同法第 15 条の規定により本路線の道路管理者であることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

このため、本件事業は、土地収用法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

### 3 土地収用法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

#### （1）申請事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）第 3 種第 2 級の規格に基づき 2 車線のバイパス道路を建設する事業である。

本路線のうち、伊勢市内から御園村内に係る区間は、東海旅客鉄道株式会社参宮線及び近畿日本鉄道株式会社山田線の 2 つの鉄道と平面交差しており、踏切による自動車交通の遮断により、朝夕のラッシュ時を中心として慢性的な交通渋滞が発生している状況である。本件事業は、上記鉄道と立体交差するバイパス道路を整備するものであり、踏切のない円滑な交通を実現することにより、走行時間の短縮や輸送力の増強が期待できるほか、踏切事故防止による交通安全の向上が見込まれるものである。さらには、本路線のうち御園村内においては歩車道区分のない混合交通区間が存在し、交通安全の確保が十分でない状況であるが、本件事業の施行により、大型車をはじめとする通過交通の多くがバイパス道路へ転換することが見込まれることから、現道部の交通安全の向上にも寄与するものである。

なお、本件事業は、昭和 46 年 3 月 31 日に都市計画決定された事業であり、事業計画の基本的内容は当該都市計画と整合しているものである。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

## ( 2 ) 申請事業の施行により失われる利益について

一方、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）及び三重県環境影響評価条例（平成 10 年条例第 49 号）の対象事業に該当しないことから、環境影響評価は実施されていないが、ルートの大部分が工業地域及び農業地域を通過しており、また、住宅地域を通過する区間においても、三重県の試算によれば、騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令（平成 12 年総理府令第 15 号）において定められた限度を超過する著しい騒音の発生は見込まれていないため、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## ( 3 ) 比較衡量

( 1 ) で述べた得られる公共の利益と ( 2 ) で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

## 4 土地収用法第 20 条第 4 号の要件への適合性について

### ( 1 ) 申請事業を早期に施行する必要性

本件事業は、鉄道との立体交差化を図ることにより、交通渋滞の解消及び交通安全の向上を図るものであり、交通円滑化とともに踏切事故防止の観点からも早期に施行する必要があると認められる。

### ( 2 ) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等の規格に基づき必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、本件事業により恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられており、収用又は使用の別についても合理的であると

認められる。

### (3) 収用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

1から4までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。